

明治大学教育開発・支援センター規程

2006年12月6日制定

2006年度規程第15号

(設置)

第1条 明治大学(以下「本大学」という。)は、学長の下に明治大学教育開発・支援センター(以下「センター」という。)を設置する。

(目的)

第2条 センターは、本大学の教育理念及び教育目標を実現するため、全学的な教育支援体制に係る諸施策の立案及びその推進を図るとともに、組織的かつ継続的に教育内容及び教育技法の改善を行うことによって、効果的な教育活動の実践を支援・促進し、もって本大学の教育の発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 全学的な教育システムに係る基本方針の策定に関する事項
 - (2) 教育内容及び教育技法の改善及び普及に関する事項
 - (3) 全学的な教育効果に係る評価方法の開発及び実施に関する事項
 - (4) 教員研修の推進に関する事項
 - (5) 全学的な教育プログラム、教材及び学部間共通カリキュラムの開発に関する事項
 - (6) その他センターの目的達成に必要な事項
- 2 前項各号に定める業務の遂行に際しては、学部等の教育目標を尊重するものとする。

(組織)

第4条 センターは、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター員

(センター長及び副センター長)

第5条 センター長は、教務部長とし、副センター長は、教務部長が指名する副教務部長1名とする。

- 2 センター長は、学長の命を受けてセンターの業務を総括する。
- 3 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、

その職務を代行する。

(センター員)

第6条 センター員は、センター長の命を受け、センターの目的達成に必要な業務を遂行する。

2 センター員は、副センター長ではない副教務部長をもって充てる。

(運営委員会)

第7条 センターの運営に関して、次に掲げる事項を審議するため、センターに運営委員会を置く。

(1) 第3条第1項に掲げる業務及びその業務計画に関する事項

(2) センターの予算及び決算に関する事項

(3) 専門部会の設置等に関する事項

(4) 学長からの諮問に関する事項

(5) その他運営委員会が必要と認めた事項

(運営委員)

第8条 運営委員会は、次に掲げる運営委員をもって構成する。

(1) センター長及び副センター長

(2) センター員

(3) 各学部教授会から推薦された専任教員各1名(前号を除く。)

(4) 大学院委員会から推薦された専任教員(第2号を除く。)2名

(5) 専門職大学院委員会から推薦された専任教員1名(第2号を除く。)

(6) 学長が指名する学長室専門員3名以内

(7) 教務事務部長

2 運営委員の任期は、職務上運営委員となる者を除き、2年とする。ただし、補欠の運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 運営委員は、再任されることができる。

(会議)

第9条 センター長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

2 センター長は、3分の1以上の運営委員から運営委員会の招集を請求されたときは、速やかに、これを招集しなければならない。

3 運営委員会は、運営委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 議事は、出席運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 学長は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べることができる。

6 運営委員会は、必要に応じて、運営委員以外の者を会議に出席させ、意

見を聴くことができる。

(専門部会)

第10条 センター長が必要と認めるときは、運営委員会の下に専門部会を設置することができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、センター長が運営委員会の同意を得て、これを定める。

(事務)

第11条 センターに関する事務は、教務事務部教務事務室が行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程を改廃するとき、運営委員会の議を経なければならない。

(雑則)

第13条 この規程を施行するために必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長がこれを定めることができる。

附 則 (2006年度規程第15号)

(施行期日)

1 この規程は、2006年(平成18年)12月7日から施行する。

(例規の廃止)

2 明治大学教員研修(FD)委員会設置要綱(2002年度例規第13号)は、廃止する。

(センター員及び運営委員の任期の特例)

3 この規程の施行後、最初に任命されるセンター員及び運営委員の任期については、第6条第3項本文及び第8条第2項本文の規定にかかわらず、2008年(平成20年)3月31日までとする。

(通達第1493号)

附 則 (2007年度規程第45号)

この規程は、2007年(平成19年)11月22日から施行する。

(通達第1615号)(注 事務機構改革の実施による運営委員会の事務管理職名及び事務部署名の変更に伴う改正)

附 則 (2007年度規程第61号)

この規程は、2008年(平成20年)4月1日から施行する。

(通達第1647号)(注 国際日本学部の設置による運営委員会に係る委員構成の変更に伴う改正)

附 則 (2008年度規程第9号)

この規程は、2008年(平成20年)6月5日から施行し、改正後の規

定は、同年4月1日から適用する。

(通達第1700号)(注 二部教務部長の廃止によるセンター構成員の変更に伴う改正)

附 則 (2009年度規程第7号)

この規程は、2009年(平成21年)6月10日から施行し、改正後の規定は、同年4月22日から適用する。

(通達第1807号)(注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正)

附 則 (2009年度規程第18号)

この規程は、2009年(平成21年)12月3日から施行する。

(通達第1847号)(注 副教務部長が1名から2名に増えたことに伴う改正)

附 則 (2012年度規程第18号)

この規程は、2012年(平成24年)10月4日から施行し、改正後の規定は、同年4月1日から適用する。

(通達第2113号)(注 副センター長ではない副教務部長をセンター員にすること並びに法科大学院教授会及び専門職大学院委員会から推薦された専任教員を運営委員会の構成員に加えることに伴う改正)

附 則 (2017年度規程第32号)

この規程は、2018年(平成30年)4月1日から施行する。

(通達第2531号)(注 センター員の構成及び運営委員の人数の変更並びに専門職大学院の組織改編に伴う改正)

附 則 (2025年度規程第22号)

(施行期日)

1 この規程は、2025年9月18日から施行する。

(任期の特例)

2 この規程の施行後、最初に選任される第8条第3号から第6号までの運営委員の任期については、第8条第2項の規定にかかわらず、1年とする。

(通達第3154号)(注 私立学校法の改正に伴い委員等の任期を役員等に対応させるための改正)